

Topics | トピックス

- ◆ 2026年度税制改正による公的年金等に係る主な改正事項について
- ◆ ハローワークを通じた障害者の職業紹介状況（2025年度）
- ◆ 社会保障給付費の63.5%が高齢者関係給付費～内閣府「2026年高齢社会白書」～
- ◆ 社会保険料の納付について口座振替の利用を勧奨～「日本年金機構からのお知らせ」6月号～
- ◆ 2026年4月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で84.9%

◆2026年度税制改正による公的年金等に係る主な改正事項について

日本年金機構は6月17日、2026年度税制改正による公的年金等に係る主な改正事項をホームページ上で周知した。2026年度税制改正により「所得税法等の一部を改正する法律」（令和8年法律第12号）等が施行され、所得税の基礎控除の引上げ、給与所得控除の最低保障額の引上げおよび扶養親族等の所得要件の改正が行われた。

これらの改正のうち、公的年金等に係る主な改正事項は以下のとおり。

- 所得税の基礎控除の引上げ
 - ・ 公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における基礎的控除額の引上げ
 - ・ 扶養親族等の所得要件の改正
- 個人住民税における扶養親族等申告書の提出対象範囲の拡大

【所得税の基礎控除の引上げ】

(1) 公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における基礎的控除額の引上げ

基礎控除の引上げに伴い、公的年金の源泉徴収の対象とならない年金額が引き上げられ、65歳以上は現行の205万円未満から214万円未満に、65歳未満は現行の155万円未満から164万円未満となった。

2026年分の所得税については、2026年11月の年金支払いまでは改正前の基礎的控除額を用いて源泉徴収を行い、12月の年金支払時に、改正後の所定の基礎的控除額を用いて計算した1年分の税額と、すでに源泉徴収した税額との精算を行う。この精算により還付金額が生じる場合には、原則として、その金額を還付する。2026年分の公的年金における源泉徴収額の計算に用いる基礎的控除額は表1のとおり。

<表1> 公的年金における源泉徴収額の計算に用いる基礎的控除額（2026年分）

受給者の年齢	年金額	2026年12月の清算時	2026年の各月の年金支払時
65歳以上	242万円以下	公的年金等の月割額×25%+110,000円 (180,000円未満となる場合は、180,000円)	公的年金等の月割額×25%+105,000円 (175,000円未満となる場合は、175,000円)
	242万円超		公的年金等の月割額×25%+100,000円 (165,000円未満となる場合は、165,000円)
65歳未満	213万円以下	公的年金等の月割額×25%+110,000円 (140,000円未満となる場合は、140,000円)	公的年金等の月割額×25%+105,000円 (130,000円未満となる場合は、130,000円)
	213万円超		公的年金等の月割額×25%+100,000円 (125,000円未満となる場合は、125,000円)

(2) 扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除の引上げに伴い、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が62万円に引き上げられた。2026年分の所得税において、新たに扶養親族等の要件を満たし、扶養控除等の適用を受ける場合には、原則として、確定申告を行う。

<表2> 扶養親族等の所得要件

扶養親族等の区分	合計所得金額 * () 内は改正前	控除額
配偶者	62万円以下 (58万円以下)	38万円：配偶者控除
	62万円超95万円以下 (58万円超95万円以下)	38万円：配偶者特別控除
扶養親族	62万円以下 (58万円以下)	38万円：扶養控除
ひとり親※1	62万円以下 (58万円以下)	35万円：ひとり親控除※2
特定親族※3	62万円超85万円以下 (58万円超85万円以下)	63万円：特定親族特別控除

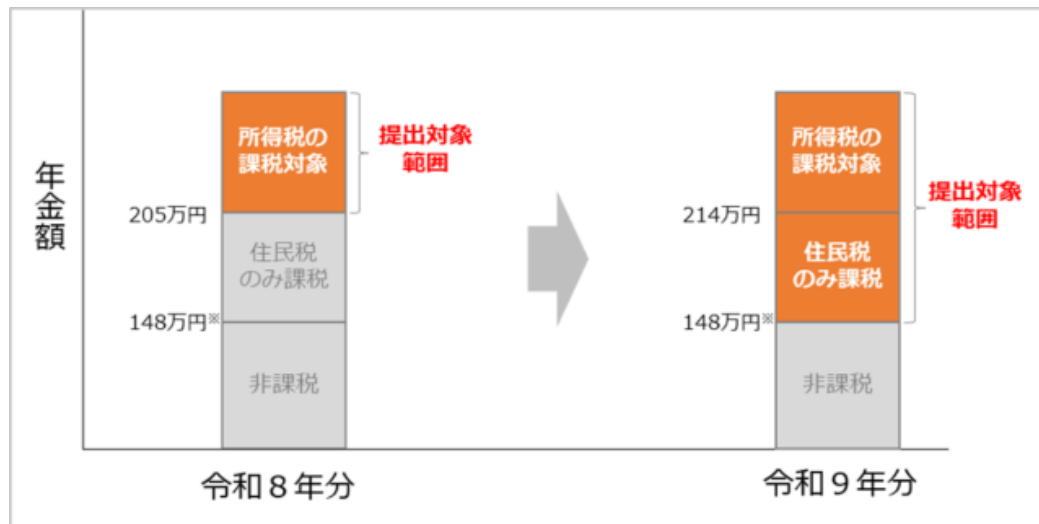
※1 「ひとり親」は、配偶者と死別・離婚した人や未婚で生計を一にする子（所得制限あり）を育てている人を指す。

※2 「ひとり親控除」は、2027年分の所得税から控除額が38万円に引き上げられる。源泉徴収時の控除額は、2027年から現行の月額30,000円から32,500円に引き上げられる。

※3 「特定親族」とは、納税者と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族（主に大学生世代の子）を指す。配偶者は含まれない。

【個人住民税における扶養親族等申告書の提出対象範囲の拡大】

2026年度税制改正により、これまでの所得税の源泉徴収の対象者に加え、年金受給者が個人住民税の各種控除を受ける場合も日本年金機構に扶養親族等申告書を提出することとなった（図1）。これに伴い日本年金機構では、個人住民税の課税対象となり得る金額以上の年金がある受給者へ、2027年分の「扶養親族等申告書」を送付する。なお、個人住民税が非課税となる基準（非課税限度額）については、住所地によって異なる（表3）。

<図1> 扶養親族等申告書の提出対象の範囲拡大イメージ（65歳以上の場合）**<表3> 級地区区分ごとの非課税限度額 * 単身者の場合**

給地区分	65歳未満	65歳以上
1級地	105万円	155万円
2級地	101.5万円	151.5万円
3級地	98万円	148万円

※地方税法施行令第47条の3第2号で定める基準による。

◆ハローワークを通じた障害者の職業紹介状況（2025年度）

厚生労働省は6月19日、2025年度におけるハローワークを通じた障害者の職業紹介状況などを公表した。これによると、新規求職申込件数は278,136件（対前年度比3.7%増）で過去最高となった。就職件数は115,178件（同0.4%減）で、就職率（就職件数÷新規求職申込件数）は41.4%（同1.7ポイント減）となった。就職件数の減少要因は、前年度に引き続き新規求職申込件数は増加したものの、就労継続支援A型事業所への就職件数が前年度に比べ減少したこと等の影響だと考えられる。障害区分ごとの就職件数と就職率は表4のとおり。

なお、ハローワークに届け出のあった障害者の解雇者数は3,692人（前年度は9,312人）となり、解雇者数が大幅に増加した前年度から5,620人減少した。

＜表4＞ 障害区分別にみる就職件数と就職率

	就職件数		就職率	
	件数（件）	対前年度差	率（%）	対前年度比
身体障害者	21,463	1,241件減（5.5%減）	36.3	1.4ポイント減
知的障害者	22,215	234件減（1.0%減）	56.5	0.9ポイント増
精神障害者	66,580	1,062件増（1.6%増）	40.3	2.5ポイント減
その他の障害者※	4,920	18件減（0.4%減）	34.1	0.6ポイント減
合 計	115,178	431件減（0.4%減）	41.4	1.7ポイント減

※「その他の障害者」とは、身体障害者・知的障害者・精神障害者以外の障害者をいい、具体的には、障害者手帳を所持しない発達障害者、難病疾患、高次脳機能障害者など。

◆社会保障給付費の63.5%が高齢者関係給付費～内閣府「2026年高齢社会白書」～

内閣府は6月12日、「2026年高齢社会白書」を公表した。これによると、2023年度の社会保障給付費（年金・医療・福祉その他の給付費の合計額）は135兆4,928億円となり、前年度の137兆8,337億円より2兆3,409億円の減少となった。社会保障給付費のうち高齢者関係給付費（年金保険給付費等、高齢者医療給付費、老人福祉サービス給付費、高齢雇用継続給付費の合計額）は86兆647億円で前年度の84兆2,234億円より1兆8,413億円の増加となった。社会保障給付費全体に占める割合は63.5%で、前年度の61.1%より2.5ポイントの増加となった。高齢者関係給付費は高齢化の影響を受けて年々増加している。

【65～69歳の就業割合は54.5%】

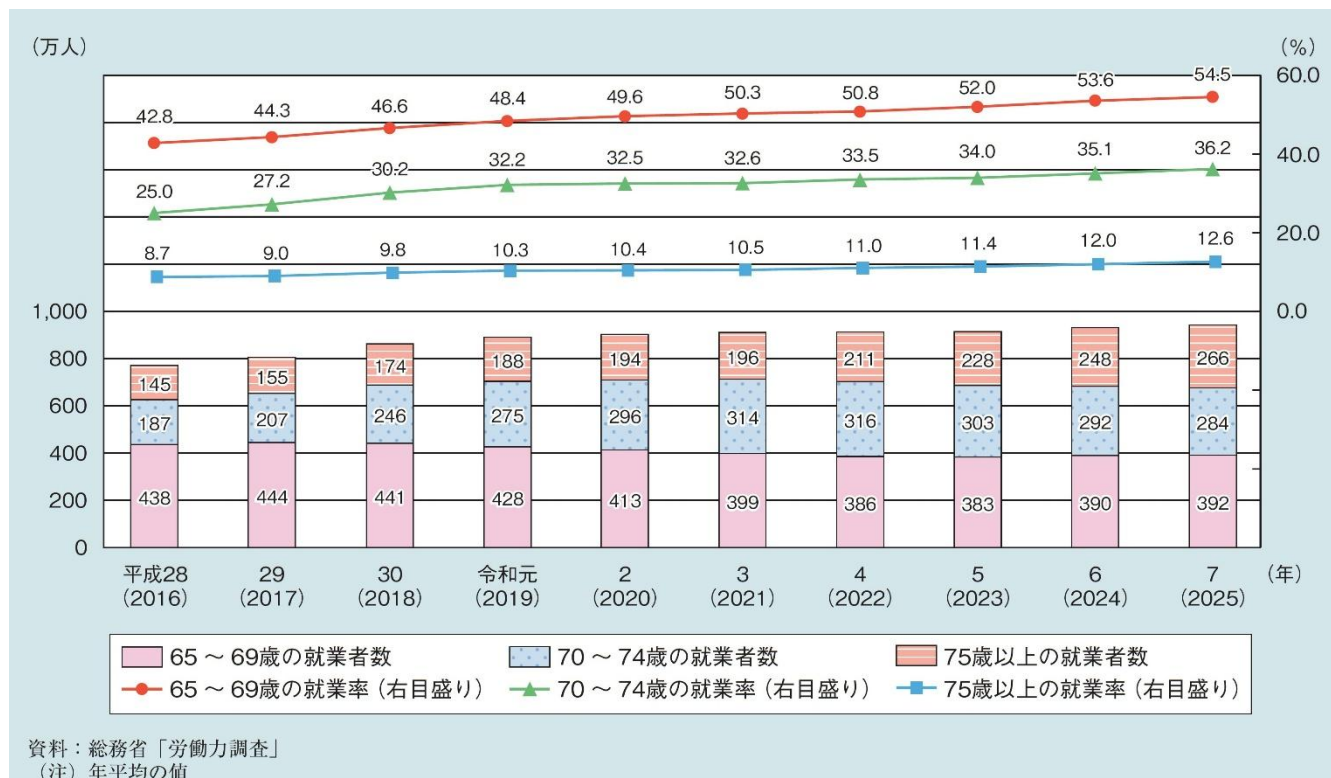
同白書によると、2025年の労働力人口※は7,004万人で、このうち65～69歳は403万人（5.8%）、70歳以上は557万人（8.0%）だった。65歳以上は960万人（13.7%）となり、長期的に上昇傾向にある。

65歳以上の就業者数と就業率を年代別にみると、65～69歳で392万人（54.5%）、70～74歳で284万人（36.2%）、75歳以上で266万人（12.6%）となった。各年代とも上昇傾向にある（図2）。65歳以上の就業者数を主な産業別にみると、「卸売業、小売業」が131万人と最も多く、次いで「医療、福祉」が122万人、「サービス業（他に分類されないもの）」が108万人となった。最も少ない産業は「情報通信業」「金融業、保険業」の9万人だった。

役員を除く雇用者のうち非正規の職員・従業員の比率を男女別に見ると、男性は、55～59歳で10.5%であるが、60～64歳で39.8%、65～69歳で64.9%と、60歳を境に大幅に上昇している。また、女性は、55～59歳で57.3%、60～64歳で71.7%、65～69歳で83.7%となっており、60歳前から非正規の職員・従業員の比率が高くなっている。

※労働力人口は、15歳以上人口のうち実際に働いている「就業者」と、仕事を求めている「完全失業者」を合わせた人口を示す。

<図2> 65歳以上の就業者数及び就業率の推移



◆社会保険料の納付について口座振替の利用を勧奨 ～「日本年金機構からのお知らせ」6月号～

日本年金機構は6月18日、ホームページ内の「日本年金機構からのお知らせ」6月号において、事業主に対し社会保険料の納付について口座振替の利用を勧奨した。社会保険料の納付期限は対象月の翌月末日(末日が土日祝日の場合は翌営業日)。

【口座振替のメリット】

- 納付するための移動時間や手間を削減できる。
- 口座振替を開始した以後は、毎月自動で保険料が引き落とされるため、払い忘れの心配がない。
- 社会保険料の還付が発生した場合、自動で振替口座に還付されるため、手続きを省略できる。

【オンライン事業所年金情報サービスをあわせて利用するとさらに便利】

- 口座振替をした場合に郵送で届く「保険料納入告知額・領収済額通知書」を電子データで受け取れ、郵送より早く確認できる。

なお、「日本年金機構からのお知らせ」6月号には、上記以外に「算定基礎届を忘れずにご提出ください」、「(従業員への周知依頼) 国民年金保険料の免除・納付猶予制度、学生納付特例制度を利用した期間分の追納について」などが掲載された。

◆2026年4月末現在の国民年金の月次保険料納付率は 3年経過納付率（最終的な納付率）で84.9%

厚生労働省は6月26日、2026年4月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2023年4月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.2ポイント増の84.9%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は746万月で、納付月数は633万月。

【2024年4月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比3.0ポイント増の85.7%であった。納付対象月数は741万月で、納付月数は635万月。

【2025年4月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は83.4%であった。納付対象月数は731万月で、納付月数は610万月。

なお、都道府県別に見ると、納付率が最も高いのは、3年経過納付率で島根県の92.7%、2年経過納付率で新潟県の92.7%、1年経過納付率で新潟県の91.1%となった。